

世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2014.6.15,25 No. 199 連絡先 FAX 042-555-1911



嘉手納の特殊戦飛行隊MC-130P

“コンバット・シャドー” 横田に10日間も

6月2日、2機と1機、計3機で横田基地に飛来した、嘉手納基地・第353特殊戦航空群・第17特殊戦飛行隊のMC-130P“コンバット・シャドー”は、夜も住宅地上空を低空で飛行し、周辺住民の怒りを呼びました。日中は関東一帯や富士、東北まで飛行し、特殊任務をしていたのでしょうか。MC-130Pは、11日まで、横田基地にいました。



MC-130P、5日は空自UH-60Jに空中給油（左写真）

横田に飛来したMC-130Pは5日には、小松基地の航空自衛隊UH-60Jブラックホークヘリコプターに空中給油していたことが米軍横田基地のホームページで分かりました。嘉手納基地・第353特殊戦航空群の

メンバーが、日本の本州で航空自衛隊のメンバーと研修を実施したのは初めてです。

■ MP130-Pの性能・機能とは？ “特殊戦”の任務とは？ 基本性能は横田基地所属 C-130H



輸送機と同じですが、より多くのアンテナ類が装備され、より多くの情報を収集できるようになっています。赤外線探知セットが装着され、地対空ミサイルへの対応も強化されているようです。“MC”とは Multi-mission Cargo-transport 「多様な任務を遂行する輸送機」という意味です。紛争地に行って情報収集を

したり、特殊部隊を送り込み、物資の補給、部隊の退去、兵員や民間人の捜索・救難活動の支援など行っています。今回来た3機はいずれも主翼両端に空中給油用のドロッグポッドを搭載しています。飛行中に給油ホースが長く伸びて、ヘリコプターなど同時に2機へ空中給油が可能です。海兵隊型のMV-22オスプレイへの空中給油は海兵隊のKC-130Jが行いますが、空軍型のCV-22オスプレイへの空中給油（写真、米軍HP）は、MC-130Pが行うと思われます。



横田基地 約1000m上空からパラシュート降下訓練

6月16日から19日まで、38人の人員降下訓練を行うという知らせがありました。16日も17日も、横田基地所属のC-130H輸送機が横田基地の滑走路上空約1000mを通過しながら5人がパラグライダーで降下しました（左写真16日）。米軍がやりたい放題の訓練をする、治外法権の横田基地でいいのでしょうか。

横田のC130H輸送機複数機が 米マレーシア合同の空の軍事演習に参加

米太平洋軍ホームページによると、この演習にはF22、F15、C17などとともにC130が参加。

渡邊さん、鹿児島を行進中 (No. 199 の裏面)



「もう灰の洗礼はうけましたか」。4~5人の行進参加者から桜島の降灰に当たったか、尋ねられました。桜島は昨年1年間で爆発回数800回を超え、爆発規模、風の向き・強さで降ってくる場所もちがいが、何かとこの灰、厄介者なんだそうです。平和行進は、沖縄、奄美大島、そして鹿児島に入って今日で10日、多くは鹿児島市を宿泊地に今日は指宿、明日は垂水、つぎは志布志へと車で移動し地元参加者と合流集会後、街中を行進して自治体要請というスタイルです。ですから、宿の出発は朝7時頃と早いです。

自治体への要請は全県共通で、政府に対し核廃絶への意見書(別添ひな型)を提出すること、行進団への首長からのメッセージと懇談会を開催すること、アピール署名にとり組むこと、など6項目です。



自治体要請では市長・議長が出席のところもあれば、議会開催を理由に担当者の対応のところもいくつかありました。曾於(そお)市では昨年の夏当選した五位塚剛市長が行進団代表を市長室に招き、行進団と懇談しました。私は名刺を渡し、東京から参加していることを伝え、横田基地DVDの購入をすすめると、市長は「私は高田馬場にある空調関係の会社で10年間働いていました、横田基地は知っています」といい、その場でお金を出して買ってもらいました。熊本と引き継ぐまであと5日です。(6月20日)

辺野古テント村 荒らされる 資料、折り鶴など散乱 【琉球新報電子版】

【名護】海上基地建設反対を訴える座り込みの拠点となっている名護市辺野古のテント村で、20日午前、何者かによって平和を訴える看板が壊され、これまでの活動を示す資料や全国から贈られた折り鶴などが引きちぎられているのが見つかった。同日午前7時50分、現場を確認したヘリ基地反対協議会の安次富浩共同代表は「こんなことは初めてだ。折り鶴には子どもたちの平和を願う思いが込められており、その善意も踏みにじる行為だ」と憤った。テント村は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けたボウリング調査の阻止や海上基地建設反対を訴える拠点となっており、座り込み行動はこの日で3715日を迎えている。

＜高江訴訟上告棄却 罪深き最高裁の政府追従＞ *琉球新報(2014年6月19日)社説
沖縄の基地問題だけではなく、日本の民主主義全体にとってもあまりに罪深い司法判断だ。米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江でのヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)の建設現場で反対運動を続ける住民に対し、沖縄防衛局が通行妨害禁止を求めた訴訟で、最高裁第2小法廷が住民側の上告を棄却した。「国の通路使用を物理的方法で妨害してはならない」と命じた住民敗訴の判決が確定した。国や大企業が住民運動などを萎縮させる狙いから起こす「スラップ訴訟(恫喝(どうかつ)訴訟)」としても、全国的に注目されていた裁判だ。住民側は、多くの住民が反対するヘリパッド建設に対する意思表示、抗議行動は憲法が保障する表現の自由に当たると主張して、訴権の乱用と不当性を訴えた。しかし、最高裁は上告棄却について、詳細な理由も示さないまま憲法違反などの上告事由に該当しないとした。上告受理申し立ての不受理決定も同様に、具体的な判断理由は示していない。あまりに空疎で機械的だ。「憲法の番人」「人権の砦(とりで)」としての使命を自ら放棄したに等しい。



6月23日は沖縄・慰霊の日 基地のない平和な沖縄を!